

(会員)

第1条

正会員及び賛助会員は、一般社団法人日本肝胆膵外科学会（以下本学会）の主催する学術集会に参加すると共に研究の成果を発表することができる。なお、学術集会の発表は、共同発表者も本会会員でなければならない。

2 正会員は、機関誌(Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences)のオンラインジャーナルを閲覧することができる。

3 賛助会員は、機関誌(Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences)の配布を受けるとともに、オンラインジャーナルを閲覧することができる。

4 正会員は、本学会の主催する事業への参加を円滑に行うため、メールアドレスを登録しなければならない。

(評議員)

第2条

評議員の選出は、評議員選考委員会の審査を経て理事会の承認を経たものとする。

2 評議員になるための審査を申請する者は、評議員選考委員会が定める期日までに、別に定める様式に従って評議員申請書を評議員選考委員会に提出する。

3 評議員の任期は、選出後4年以内に終結する事業年度の社員総会終了時までを1期とし、再任を妨げない。

4 評議員の再任は、学術集会・教育プログラムのクレジット制とし、単位数については別に定める。

5 評議員は、機関誌(Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences)の配布を受けるとともに、オンラインジャーナルを閲覧することができる。

(理事長、副理事長及び業務執行理事)

第3条

理事長の選出は、理事の互選による。

2 副理事長及び業務執行理事の選出は、理事長の推薦による。

3 理事長、副理事長の任期は、選任後最初に理事として任期が満了する社員総会終了時までを1期とし、再任を妨げないが、理事長は2期を超えてはならない。ただし、理事長がその任期中に事故その他の事由で退任した場合は、当該理事長が推薦した副理事長は後任の理事長が選定されたときに退任する。

4 理事長は、必要があるときは、理事以外の会員及び外部委員を理事会に出席させることができる。

(理事、監事)

第4条

理事、監事は、理事長の指名による選考委員会により、評議員の中で顕著な研究実績を有し、本学会に大いなる貢献をしたと評価された者のなかから銓衡され、理事会の議を経て社員総会で選任される。

2 監事は、選考委員会により、理事を2期（現職理事の場合は当該任期を含める。）以上務めた者のなかから銓衡され、理事会の議を経て社員総会で選任される。

3 理事の任期は、選任後2年以内に終結する事業年度の社員総会終了時までを1期とし、再任を妨げないが、5期を超えてはならない。ただし、前条第3項に定める理事長としての通算任期は、理事の通算

任期に含めない。なお、理事の選任にあたっては、選任が行われる定時総会が開催される年の3月31日現在において、満64歳に達している者を候補とすることはできない。

4 監事の任期は、選任後4年以内に終結する事業年度の社員総会終了時までを1期とし、再任はできない。なお、監事の選任にあたっては、選任が行われる定時総会が開催される年の3月31日現在において、64歳に達している者を候補とすることはできない。

5 理事、監事に欠員が生じたときは、理事長の指名による選考委員会において銓衡し、理事会の議を経て社員総会で選任される。

6 理事の再任にあたっては、選任が行われる定時総会が開催される年の3月31日から遡って5年の間に、本学会が発刊する英文機関誌 *Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences (JHBPS)* に筆頭著者または共同著者となっている論文が採用されていることを証明する書類を提出しなければならない。なお、論文のカテゴリーは、Review、Topics、Original のいずれかとする。

(学会幹事)

第5条

学会幹事は、原則として肝胆膵外科高度技能専門医資格を持つ本学会評議員から選任される。

2 学会幹事の任期は、選任後2年以内に終結する事業年度の社員総会終了時までを1期とし、再任を妨げないが、2期を超えてはならない。

3 学会幹事は、理事会に出席し、発言できる。ただし、議決権は有しない。

(会長、次期会長及び次々期会長)

第6条

会長、次期会長及び次々期会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

2 会長、次期会長及び次々期会長が会務統括不能なときは、理事会の議を経て理事長が代行者を委嘱する。

(名誉創立者、名誉理事長、名誉会員、特別会員)

第7条

名誉創立者となりうる者は、本学会をはじめてつくりあげた者で、理事会の議を経た者とする。

2 名誉理事長、名誉会員となりうるのは、本会理事長、本学会会長、本学会理事または本学会監事をつとめ、満65歳に達した者、もしくは本学会に特に功労のあった外国人のなかから、理事長が推薦し、理事会の議を経た者とする。ただし、外国人については、会長及び理事3名の推薦を要する。

3 特別会員となりうるのは、本学会役員経験者及び本学会に功労のあった正会員で、満65歳に達した者のなかから、理事長が推薦し、理事会の議を経た者とする。

4 名誉創立者、名誉理事長、名誉会員、特別会員は、社員総会に出席し、発言できる。ただし、議決権は有しない。

5 名誉創立者、名誉理事長、名誉会員、特別会員は、機関誌(*Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences*)の配布を受けるとともに、オンラインジャーナルを閲覧することができる。

(委員会)

第8条

定款第25条の規定によって、理事会を補佐するための委員会を設置する。

2 委員会についてここに定めることのほかは、委員会内規に定める。

- 3 担当理事は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 委員会の活動にかかる経費は、本学会が負担する。

(懲戒)

第 9 条

理事長は、定款第 9 条の規定によって、会員につき懲戒の対象となるおそれがある事案があると認めるときに、理事会に対し調査委員会の設置を請求し、理事会がこれを設置する。

2 調査委員会の委員は、理事、理事以外の評議員、理事・評議員以外の会員各 2 名以上、及び本学会外部有識者若干名から構成されるものとし、倫理委員会が委員候補者を理事会に推薦し、理事会がこれを任命する。

(事務局幹事)

第 10 条

定款第 26 条の規定によって、本学会の事務処理を円滑に行うために、必要な事務局幹事を置く。

- 2 事務局幹事は、理事長が任免する。
- 3 事務局幹事は、理事会、社員総会に出席し、必要な業務手続きを行う。

(外部委員)

第 11 条

理事長は、必要があるときは、理事会の決議を経て、会員以外の者の有識者を外部委員として委嘱することができる。

- 2 外部委員は、理事長の指示により、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 外部委員は、委員会における担当理事または委員長の指示により、委員会に出席して意見を述べるることができる。
- 4 外部委員の任期は、定款第 24 条 6 項の規定を準用する。

(細則変更)

第 12 条

本施行細則は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

本施行細則は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

本施行細則は、平成 25 年 6 月 13 日から一部改正の上、施行する。

本施行細則は、平成 26 年 11 月 20 日から一部改正の上、施行する。

本施行細則は、平成 28 年 4 月 16 日から一部改正の上、施行する。

本施行細則は、平成 29 年 11 月 24 日から一部改正の上、施行する。

本施行細則は、令和元年年 6 月 13 日から一部改正の上、施行する。